

「東京同窓会積立基金」規定

平成7年9月19日施行
平成13年5月9日改定
平成26年1月16日改定
令和3年10月23日改定

(1) 甲府中学一高東京同窓会(以下同窓会といふ)運営の円滑維持および充実化を図るための資金確保を目的とする。

(2) 本資金は会員有志からの寄付によるものとし毎年実施する。
資金名称は「東京同窓会積立基金」とする。

(3) 本基金に関する寄付応募方法は次の通りとする。

イ、寄付額は1口1千円とし応募口数に制限は設けない。
ロ、応募方法は下記ゆうちょ銀行口座へ振り込みとする。

銀行名	ゆうちょ銀行本店
口座番号	00160-5-724615
口座名	甲府中学一高東京同窓会

(4) 本基金の管理及び使用方法は次の通りとする。

イ、本基金管理責任者は東京同窓会長とし、事務取り扱いは東京同窓会事務局(担当副会長)が担当する。

ロ、本基金は、各年度の運営資金会計とは別会計とする。

(注)従来の預金口座とは別の口座を設ける。

ハ、当該年度の総会等の行事を担当する実行委員長は、準備期間中必要とする資金について本基金から借り入れ使用が認められる。

ニ、実行委員長から準備資金必要額を事務局に申し出があった場合、事務局はこれを検討のうえ会長の承認を経て貸与する事とし、決定額を当該年度の運営口座に(従来の山梨中央銀行口座)に振込みを行う。

ホ、実行委員長は、当該年度会計決算が終了後に、貸与された資金を事務局宛返却する。(返却方法はゆうちょ銀行基金口座宛振込)

ヘ、当該年度の総会等の行事を担当する実行委員長は、不測の事態により、総会が開催できなくなった場合の支出について、事務局に「東京同窓会積立基金」を取り崩しての支払いを申し込むことが出来る。事務局はこれを正副会長会議において協議決定し、決定額を当該年度の運営口座に振込みを行う。

(5) 前記以外の本基金に関する管理並びに使用等については、必要な都度正副会長会議において協議決定する。

以上